令和元年度

第24回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年6月10日(月曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

出席委員(19名)

1番 宇治田清治

2番 山本 宏一

3番 土橋 ひさ

4番 有本 太一

5番 曽根 光彦

6番 坂東 紀好

7番 吉中 雅三

8番 湯川 德弘

9番 藤井 幹雄

10番 岩橋 章

11番 和田 好夫

12番 藤井 髙

13番 廣井 伸多

14番 辻本 傑

15番 吉川 松男

16番 大河内壽一

17番 山本 茂樹

18番 谷河 績

19番 中村 弘

欠席委員(0名)

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦

課 長 奥谷 知彦

副 課 長 清瀧 篤樹

班 長 中川 拓哉

事務主査 松尾 文子

事務副主任 東 健太

農林水産課

課 長 佐々木茂彰

農政企画班長 前島 一仁

農政企画班事務副主任 上野 宏武

ので、第24回農業委員会総会を開催いた ◆東事務副主任 番外、説明します。 します。谷河会長よろしくお願いします。

◆会長(谷河 績)

を開会いたします。出席委員は19名中1 て、ご了承いただけますか。 9名で、定足数に達しておりますので、総 会は成立しています。

今回、現地調査並びに事情聴取の案件はします。 ございませんでした。

また、農業委員会会議規則第17条第2 による通知について、説明いたします。 項に規定する議事録署名委員は、岩橋委員、 ◆東事務副主任 番外、説明します。 和田委員にお願いします。

きます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規 定による届出について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定 による届出があったもので、17件ありまします。 した。内容はNo. 6、No. 8が時効取 得、No. 11が遺贈、No. 15の一部 が持分放棄、その他は相続による所有権の 取得です。

また、本届出に対して受理書を交付して おりますが、本受理書は権利の移動等の効 内の農地転用の届出で2件ありました。令 力を発生させるものではありません。以上

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

13時00分 開会 報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の ◆東山局長 それでは、定刻が参りました 賃借人名義変更について、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名 義変更が1件ありました。以上です。

ただいまより、第24回農業委員会総会 ◆会長(谷河 績) この報告事項につい

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地法第18条第6項の規定

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借

それでは報告事項より始めさせていただ の合意解約通知で2件ありました。以上で す。

> ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地法第4条第1項の規定に よる農地転用届出について、説明いたしま

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域 和元年5月14日付、29日付で受理通知 書を交付しています。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた

します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定に 農業委員会のご意見をお聴きするものです。 よる農地転用届出について説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

内の農地転用の届出で7件ありました。令 ます。全1件、一括して説明させていただ 和元年5月7日付、20日付、29日付で 受理通知書を交付しています。なお、No. 7は使用貸借権の設定で、No. 5、6は 開発許可済です。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返 納について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市 街化区域内の農地転用の届出に係る受理通 知書の返納が1件ありました。

平成31年4月9日付で、受理通知書を 交付しましたが、当初の計画を変更し、当 該土地を分割して、複数社で、開発・販売 するため返納するものです。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

について、提案いたします。

◆農林水産課上野事務副主任 番外、説明 します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法 律第13条第1項の規定に基づき、同法施

行規則第3条の2の第2項の規定により、

お手元の資料、農用地区域除外参考資料 (位置図)をご覧ください。全1件の申出 本件は、農地法第5条による市街化区域があり、2ページに、位置図を示しており きます。

> 参考資料の3ページから7ページをご覧 ください。

3ページにありますように申出地は、赤 色で着色し示しており、三田地区、三田小 学校の北西約・・・mに位置しております。

青色で着色し示しております代替地とは、 申出地以外で代替することができないか検 討した土地のことを示しています。

また、申出時に受領した代替地検討書を 4ページに添付しております。5ページに は申出地を二方から撮影した写真を、6ペ ージには農用地区域の広がりを、7ページ には、関係各課の意見を示し、添付してお ります。参考にご覧ください。

除外申出の経緯といたしまして、利用者 である・・・氏は、土地所有者、・・・ ・氏の・・・にあたります。利用者は、現 在・・・・在住で、現在の仕事を辞める ことをきっかけに和歌山市に転入し、土地 所有者である親の農業の手伝いを行う予定 とのことです。

利用者は、動物を多数飼育しており、転 入に際し、賃貸住宅を検討されたそうです 議案第1号 農用地区域除外に係る意見 が、物件がなく断念したため、申出地に新 たに住宅を建築したいとの意向です。

> 申出地は、北側、西側に宅地、南側に道 路、東側に農地に隣接した農地となってい ます。

利用者が申出地に住むことにより、今後

の営農及び土地所有者の高齢に伴う不安等 ので、議案第2号は可決と決定しました。 を解消することができるとの意向で、除外 申出に至りました。

以上の全1件について、農業振興地域の 整備に関する法律第13条第2項に掲げる 1号から5号までの要件のすべてを満たす と判断し除外を行おうとするものです。説 共に配布していますので合わせてご覧くだ 明は、以上です。

説明が終わりましたが、この議案について、 河南総合体育館の北東約・・・mに位置し、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ので、議案第1号は可決と決定してよろし いでしょうか。

「意義なし、との声。」

それでは、議案第1号に対する意見は、 用するものです。 やむを得ないとさせていただきます。

許可申請について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

可申請で1件ありました。

No. 1については、調査の結果、耕作 等に支障がないこと、当該農地の権利を取 得しようとする者は、下限面積要件を満た し、その取得後において全ての農地を効率 的に耕作を行い、農作業に常時従事すると 認められるなど、農地法第3条第2項各号 には該当しないため、許可要件の全てを満 たしています。以上です。

説明が終わりましたが、この議案について、 5件ございました。 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

議案第3号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と さい。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、 No.1 申請地は、和佐地区・・・、 市街地に近接する区域内でその規模がおお むね10ha未満のため第2種農地に該当 ご意見、ご質問がないようでございます します。申請者は、・・・・を営んでお り、現在、従業員及び顧客用の駐車場が不 足していることから、自社の販売事務所の 隣接地である当該地を露天駐車場として転

なお、賃借権設定で、平成31年2月1 議案第2号 農地法第3条の規定による 9日付で農用地区域を除外済です。以上で す。

◆会長(谷河 績) 議案第3号について、 本件は、農地法第3条の規定に基づく許 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画につい て、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画 ◆会長(谷河 績) 議案第2号について、 に基づく利用権の設定で、新規の契約が1

賃借権が1件、使用貸借権が14件の設 定です。期間は1年が2件、2年が1件、 ご意見、ご質問がないようでございます 3年が8件、4年が1件、6年が3件です。 m²、合計24,894m²でした。

また、うち農地中間管理事業による設定 が2件あり、面積は田が3,253㎡でし た。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号について 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第4号は可決と決定しました。

その達成に向けた活動の点検・評価」及び 「令和元年度の目標及びその達成に向けた 活動計画」について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

議案書に同封しておりました、別紙をご 覧下さい。別紙、2冊ございます。本件に ついて、農業委員会は、毎年、活動の点検 ・評価及び目標とその達成に向けた活動計 画の策定を行い、公表するものとなってい ます。

まず、平成30年度の点検・評価の冊子 ですが、1ページは本市の農業の概要、農 業委員の人数等を示しています。

2ページは担い手への農地の利用集積・ 集約化ですが、担い手への集積率は14. 8%です。地域により担い手のばらつきや、 不足が課題です。利用権の集積実績は累計 で197.7haとなり、農業委員、農地 利用最適化推進委員、関係機関の連携によ り、目標を達成しました。今後さらなる連 携強化が課題です。

面積は田が24,197㎡、畑が697 の目標に対し、目標を下回りましたが、面 積では目標を上回りました。

> 可能な限り新規参入希望者と委員、関係 機関で面談し、農地のあっせんに努めまし た。法人も増え、今後の担い手として期待 できます。

> 4ページは遊休農地についてですが、本 市では40.3haの遊休農地を確認して います。

また、目標 1 h a に対し 1. 2 h a の遊 休農地を解消しました。目標を達成しまし 議案第5号 「平成30年度の目標及び たが、新たな遊休農地も確認されているた め、今後、さらなる解消対策が必要です。

> 5ページは違反転用への対応ですが、新 たに2件発生しました。農業委員会、県と の連携により解消に向け指導しています。 今後も、違反転用防止の啓発、監視活動の 強化、早期発見、早期指導に努めます。

> 6ページは農地法第3条事務、農地転用 事務の処理件数、7ページは農地所有適格 法人の報告件数、農業委員会の情報提供等 の実績、8ページは事務の実施状況の公表 等について、示しています。

> 続いて、令和元年度の目標です。冊子が 変わります。そちらの1ページは本市の農 業の概要、農業委員の人数等を示していま

2ページの担い手への農地の利用集積・ 集約化ですが、利用権の集積面積215h a、うち新規利用権設定面積25haを目 標としています。農地利用最適化推進委員 が主体となり、農業委員、関係機関の連携 により利用権設定面積の拡大、新たな農地 3ページは新規参入の促進ですが、平成 や担い手の掘り起こしを行い、地域による 30年度は、市内新規就農を含め9経営体、 担い手のばらつきや、不足を解消するよう 3.5 h a の農地取得があり、12経営体 努めます。新規参入の促進ですが、関係機 12経営体を目指します。

3ページの遊休農地についてですが、8 月の一斉農地パトロール、また随時の現地 調査を行い、1haの遊休農地解消を目指ので、議案第5号は可決と決定しました。 します。違反転用については、引き続き県 と連携し、解消に向けた指導、違反転用防 止の啓発、監視活動の強化、早期発見、早 期指導に努めます。

認後、市役所のホームページにて公表を行 す。資料1をご覧ください。 います。以上です。

- 何かご意見、ご質問ございませんか。
- ◆9番(藤井幹雄) ご苦労様です。拝見 ◆会長(谷河 績) その他、何かござい したのですが、新規参入のページについてませんか。 質問させていただきます。

平成28年度7経営体、続いて14経営 体、9経営体とありますが、その後新規参 すので第24回総会を閉会いたします。 入された方についての動向は把握されてい るのでしょうか。

- ◆中川班長 説明します。新規就農の方に ついては、給付金をいただいている方も多 く、その実績等につきましては、市の農林 水産課と連携しながら経過等見守っており ます。ですから、農地面積が増えていない 人もあるのですが、経過としては、現状維 持されている、もしくは面積を増やして給 付金をもらいながら、やっておられるとい う方がほとんどかと思います。
- ◆9番(藤井幹雄) 撤退した方はおられ ないのですか。
- ◆中川班長 撤退したという方は、特には 今のところ聞いておりません。
- ◆谷河会長 よろしいでしょうか。では、

関と連携し、広く情報を収集し、新規参入 議案第5号については、ほかにご意見等ご ざいませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

続いて、その他の案件として、非農地判 断業務について、提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

以前より計画を行っていた非農地判断業 なお、本件、別紙については、本総会承 務について、西和佐地区から行っていきま

地図の枠内の地域を対象に事前調査を行 ◆会長(谷河 績) 議案第5号について いますので、担当グループの農業委員さん 説明が終わりましたが、この議案について、 及び農地利用最適化推進委員さんは、ご協 力お願いします。以上です。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございま

13時23分 閉会